

区分	要件	支援内容
奨励金	・新設、増設、移転（指定地域内の既存事業所等） ①指定地域内に対象事業所等の設置をすること ②公害等の発生防止の措置をしていること ③投下固定資産額（家屋及び償却資産のみ）が3,000万円以上であること ④市税の滞納がないこと ⑤設置対象事業所等が宿泊施設の場合、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項第4号に規定する営業に該当しないこと ⑥対象事業所等の工事着工までに事業計画書を市長へ提出していること	【事業所等設置奨励金】 ※県優遇制度と併用可 ・操業開始後、初めて当該事業所等に係る固定資産税額相当分（家屋及び償却資産分100/100）が賦課された翌年度から3年間 【雇用促進奨励金】 ※県優遇制度と併用可 ・操業開始日前90日から同日以後30日までの間に、市内在住の新規雇用従業員を規定の期間常用雇用従業員として3人以上雇用する場合、1人につき30万円（上限900万円）

 地域振興課 0744-21-1117

制度融資	【特別小口融資・緊急融資】 ①個人：市内に住所を有していること 法人：市内に事業所を有していること ②市税を滞納していないこと ③奈良県信用保証協会の信用保証を受けることができること 【創業支援融資】 ①個人：市内に住所を有し事業を行う具体的計画を有していること 法人：市内において事業を行う具体的計画を有していること ②市税を滞納していないこと ③奈良県信用保証協会の信用保証を受けることができること	・信用保証料：全額市が負担（経営者保証非提供選択時の上乗せ分は除く） ・運転資金・設備資金（併用可） ・融資の種類と限度額等 【特別小口融資】 ※県優遇制度と併用可 1,000万円（5年以内）、利率1.26% 【緊急融資】 ※県優遇制度と併用可 200万円（3年以内）、利率0.90% 【創業支援融資】 ※県優遇制度と併用可 1,000万円（7年以内）、利率1.00%
------	---	---